

広島県訓令第一号

商 工 労 働 局

各 職 業 能 力 開 発 校

広 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程（昭和四十五年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「同項」を「同号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。